

り よう けい やく しょ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくすみかい
社会福祉法人 福角会
まつ やま ふく し えんたんきにゆうしょじぎょうしょ
松 山 福 祉 園短期入 所事業所

たんきにゅうしょさ ー び すりようけいやくしょ
【短期入所サービス利用契約書】

まつやまふくしえんたんきにゅうしょじぎょうしょ い か じぎょうしゃ
松山福祉園短期入所事業所（以下「事業者」といいます。）の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 福角会 理事長 山崎 隆 は、事業者が利用者に対して提供する短期入所サービスについて、次のとおり契約します。

けいやく もくてき
(契約の目的)

だい1じょう けいやく りようしゃ のうりよく おう じりつ にちじょうせいかつ いとな にゅうよく
第1条 この契約は、利用者がその有する能力に依り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定される「短期入所事業」のサービスについて定めます。

さーびす ないよう
(サービスの内容)

だい2じょう じぎょうしょ べっし じゅうようじこうせつめいしょ さだ ないよう たんきにゅうしょさ ー び す ていきよう
第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。

2. 短期入所サービスの提供は、施設の生活支援員、作業指導員、看護師等の短期入所サービス従事者（以下「職員」といいます。）が当たります。

3. 事業所は、利用者の障害程度又は利用者本人やその家族等の扶養義務者や代理人等（以下「家族・後見人等」といいます。）の希望により、利用者に短期入所サービスを提供します。

4. 事業所は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう対応します。

5. 事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に食事の提供をします。

けいやくきかん
(契約期間)

だい3じょう けいやく きかん れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち けいやく
第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。ただし、契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動更新できます。

たんきにゅうしょさ ー び すけいかく
(短期入所サービス計画)

だい4じょう じぎょうしょ つぎ かか じこう まも たんきにゅうしょさ ー び すけいかく じっし
第4条 事業所は、次に掲げる事項を守って、短期入所サービス計画を実施します。

(1) 利用者の日常生活全般の状況や必要としている利用者本人及び家族・後見人等の意向を踏まえ、短期入所サービスの目標及びサービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ短期入所サービス計画を作成します。

(2) サービス計画は、別紙「個別支援計画」に定めるとおりとします。

(3) 事業所は、短期入所サービス計画作成後においても、実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて短期入所サービス計画の変更を行います。

(4) 事業者は、短期入所サービス計画を作成又は変更したときには、利用者又は家族・後見人等に短期

にゅうしょさーびすけいかく ないよう せつめい どうい え
入所サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

そうだんおよびしえん
(相談及び支援)

だい5じょう じぎょうしゃ つね りょうしゃ しんしん じょうきょう お かんきょうなど てきかく はあく つと りょうしゃまた
第5条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又
かぞく こうけんになんなど そうだん てきせつ おう ひつよう じよげん その た えんじよ おこな
は家族・後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

けんこうちえっく
(健康チェック)

だい6じょう じぎょうしゃ つね りょうしゃ けんこう ちゆうい けんこうほじ てきせつ そち こう
第6条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

けいやくしゅうりょうじ えんじよ
(契約終了時の援助)

だい7じょう じぎょうしゃ たんきにゅうしょさーびす ていきょう しゅうりょう かいやく ばあい ふく さい ひつよう えんじよ おこな
第7条 事業者は、短期入所サービス提供の終了(解約の場合も含みます。)に際し必要な援助を行
うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

きんきゅうじ えんじよ
(緊急時の援助)

だい8じょう じぎょうしゃ りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい たひつよう ばあい すみ きゅうきゅういりょう
第8条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療
きかんまた きょうりょくいりょうきかん じゅしんいりょうきかんなど しんりょう いらい りょうしゃ かぞく こうけんになんなど たい きんきゅう
機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼し、利用者の家族・後見人等に対し、緊急に
れんらく
連絡します。

じぎょうしよ ぎむ
(事業所の義務)

だい9じょう じぎょうしゃ たんきにゅうしょさーびす ていきょう りょうしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
第9条 事業者は、短期入所サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮
します。

2. 事業者はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明
おこな
を行います。
3. 事業者は短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の行動を制限する行為 行いません。
りょうしゃまた た りょうしゃなど せいめい しんたい ざいさん ほご きんきゅう え ばあい かぎ
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財産を保護するため緊急やむを得ない場合はその限
りではありません。

しゅひぎむ
(守秘義務)

だい10じょう じぎょうしゃ せいとう りゆう かぎ ぎょうむじょうし え りょうしゃまた かぞく こうけんになんなど ひみつ ほじ
第10条 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持
する義務を負います。

2. 事業者は、職員が、在職中知り得た利用者又は家族・後見人等に関する秘密をその退職後も
せいとう りゆう も ひつよう そち こう
正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用者の個人情報サービスをサービス調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人等
どうい あらかじ ぶんしよ え かぎ ばあい もち たんきにゅうしょさーびす
の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。ただし、短期入所サービス
けいかく さくせい じぎょうしゃ りょうしゃおよ かぞく こうけんになんなど どうい え ばあい かぎ
計画を作成した事業者が利用者及び家族・後見人等の同意を得ている場合には、この限りではありま
せん。

りようりょうきん
(利用料金)

第11条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める介護給付費、利用者負担額の月ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町村が定める介護給付費については、利用者にかわり市町村より代理受領します。

- 2 事業者は、利用者が希望する介護給付費支給対象外サービス利用料金を利用者に請求できます。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族・後見人等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族・後見人等の同意を得ます。
- 4 介護給付費支給対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、短期入所サービスを行う際に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

りようりょうきん しはらいほうほうなど
(利用料金の支払方法等)

第12条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月末日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。
- 5 介護給付費支給対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

りようしゃとう ふとう げんどうとう たいおう
(利用者等による不当な言動等への対応)

第13条 利用者またはその家族その他関係者(以下「利用者等」という。)は、職員その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。

- 2 事業者は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
- 3 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業者は次の措置を講ずることができます。
 - (1) 面談や電話等の制限
 - (2) 職員立会いのもとでの対応限定
 - (3) サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - (4) サービス利用契約の解除(やむを得ない場合に限り)
- 4 上記の措置を講ずる際には、事業者は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関(相談支援事業所、市町村担当課等)と連携します。
- 5 利用者等の言動が、職員や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等

関係機関への通報を行うことができます。

(安全なサービス提供環境の確保)

第14条 事業者は、利用者及び職員双方が安心してサービスを受け・提供できる環境を確保するため、ハラスメント防止に関する方針を定め、周知に努めます。

- 2 利用者及び家族は、職員に対する不当な言動を慎み、相互の信頼と尊重のもとにサービス提供が行われるよう協力するものとします。

(契約の終了)

第15条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に、障害程度区分の変更を受けた場合
- (4) 事業者の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が知的障害者福祉法第15条の22により指定の取り消しを受けた場合
- (6) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(利用者からの契約の解除)

第16条 利用者は、2日以上予告期間をおいて利用解除書を事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

(事業所からの契約の解除)

第17条 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、2日間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は利用者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、事業者に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合

- (3) 利用者が通知を行わずサービスの利用を行わなかった場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合
- (5) 利用者等が暴力・暴言・威嚇・性的言動・不当要求等により職員または他の利用者に対して著しい迷惑や危険を及ぼすおそれがあるとき。
- ①上記の行為が繰り返され、改善の見込みがないと判断されるとき。
- ②サービス提供に必要な信頼関係を維持することが困難であるとき。
- ③その他、事業運営上やむを得ない事由があるとき。

そんがいばいしょう
(損害賠償)

だい18じょう 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。

2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

そんがいばいしょう
(損害賠償がなされない場合)

だい19じょう 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等・事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

りようしゃ そんがいばいしょうせきにん
(利用者の損害賠償責任)

だい20じょう 利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業者・職員・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑みその賠償責任を負うものとします。

じょうほう ほぞん
(情報の保存)

だい21じょう 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2. 利用者は、事業者にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

くじょうかいけつ
(苦情解決)

第22条 利用者又は家族・後見人等は、事業者が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族・後見人等に文書で報告します。

2. 事業者は、利用者又は家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

ぎやくたい こうそく
(虐待・拘束)

第23条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

みもとひきうけにん
(身元引受人)

第24条 事業者は、利用者に対し緊急時の連絡等のため、身元引受人を求めます。

さいばんしょかつ
(裁判所轄)

第25条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業者の所在地を管轄する裁判所とします。

た
(その他)

第26条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等関係諸法令の定めることに従い、利用者やその家族・後見人等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上各自1通を所持します。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

立会人住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 ()

事業者所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

事業者名 社会福祉法人 福角会

代表者 理事長 山崎 隆 印